

令和 8 年 第 3 回

印西市農業委員会総会議事録

令和 8 年 3 月 1 3 日（金）

印西市農業委員会

印西市農業委員会告示第 4 号

令和 8 年第 3 回印西市農業委員会総会を次のとおり招集する。

令和 8 年 3 月 5 日

印西市農業委員会会長 篠 田 道 雄

- 1 期 日 令和 8 年 3 月 1 3 日（金）
- 2 時 間 午後 2 時
- 3 場 所 農業委員会会議室（庁舎別館 1 階）

令和8年第3回印西市農業委員会総会議事録

日 時 令和8年3月13日（金）午後2時

場 所 農業委員会会議室（庁舎別館1階）

招集者 印西市農業委員会会長 篠 田 道 雄

議 事 日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 会務の報告

日程第 3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第 5 議案第3号 農地承認取消申出について

日程第 6 諮問第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）
に対する意見について

日程第 7 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に対
する専決処分について

日程第 8 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第 9 報告第3号 農地法各条項別知事許可等処理報告について

日程第10 報告第4号 印西市農業委員会規程の一部を改正する訓令の制定につい
て

日程第11 第2小委員会委員長からの報告について

出席委員（25名）

農業委員

1番	大久保	優	2番	石井	光一
3番	小川	憲通	4番	五十嵐	義弘
5番	米井	絹恵	6番	武藤	悟
7番	岩井	猛和	8番	山崎	幸雄
9番	森田	文雄	10番	伊藤	英
11番	篠田	道雄			

農地利用最適化推進委員

第1担当区域	石橋孝雄	第1担当区域	小川幹雄
--------	------	--------	------

第2担当区域	齋藤信一	第2担当区域	湯浅静夫
第3担当区域	宮嶋茂	第3担当区域	渡邊勝久
第4担当区域	芝倉和夫	第4担当区域	宮内弘行
第5担当区域	笠井重幸	第5担当区域	柴海祐也
第5担当区域	中村夏子	第6担当区域	河村錦一
第6担当区域	塩澤幸雄	第7担当区域	押田正光

欠席委員（1名）

第7担当区域 富岡義一

本総会に職務のため出席した者の職及び氏名

事務局長	武藤克則	係長	颯佐学
係長	内藤勝弘		

◎開 会

(午後 2 時 0 3 分)

議 長 これより会議を開きます。

本日出席されております農業委員は11名、農地利用最適化推進委員は14名です。会議規則第8条の規定により、出席されている農業委員が定数の過半数に達しておりますので、これより令和8年第3回農業委員会総会を開催いたします。

傍聴者は、なしだよね。

事務局 はい、ございません。

議 長 本日の議事日程については、お手元に配付したとおりでございますので、ご了承願います。

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

会議規則第22条第2項の規定により、10番、伊藤委員、1番、大久保委員を指名いたします。

◎会務の報告

議 長 日程第2、会務の報告をお願いします。

武藤事務局長。

事務局長 それでは、令和8年第2回総会以降の会務の報告をいたします。

(事務局報告)

事務局長 会務の報告につきましては、以上でございます。

議 長 これで日程第2、会務の報告を終わります。

◎議案第1号

議 長 日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の1ページをお願いいたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

【議案第1号について説明】

事務局 以上5件でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。

議案第1号1番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

8番、山崎委員。

山崎委員 8番、山崎です。議案第1号1番について、事前審査報告を行います。

資料1ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請です。

申請理由でございますが、利便性の向上ということでございます。契約内容は、贈与となっております。

続いて、5ページの営農計画書を御覧ください。申請土地選定理由は、家が近く、自分の農地の隣のため。また、区割り当初から譲受人に耕作をお願いしていたものであるということでございます。

年間作付計画、4月から9月、水稻、農作業延べ従事日数は100日でございます。

その他、事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第5担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第5担当区域の笠井委員。

笠井委員 特に問題ありません。

議長 続いて、柴海委員。

柴海委員 問題ありません。

議長 続いて、中村委員。

中村委員 問題ありません。

議長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号1番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございます。

議案第1号1番は、許可とすることに決定しました。

次に、議案第1号2番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

2番、石井委員。

石井委員 2番、石井です。議案第1号2番について、事前審査報告を行います。

資料の7ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請です。

申請理由は、農業経営の規模拡大のためということです。

契約内容は売買です。売買金額は記載のとおりです。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

営農計画ですが、11ページを御覧ください。申請土地理由は、自分の農地が近くにあることとでございます。

年間作付計画ですが、作付時期は4月から9月、作目は水稻、農作業従事延べ日数は約100日です。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第7担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第7担当区域の押田委員。

押田委員 問題ありません。

議長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号2番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございます。

議案第1号2番は、許可とすることに決定しました。

次に、議案第1号3番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

8番、山崎委員。

山崎委員 8番、山崎です。議案第1号3番について、事前審査報告を行います。

資料の13ページを御覧ください。農地の所有権移転の申請です。

申請理由は、農業経営規模の拡大。

契約内容は売買で、売買金額は記載のとおりです。

続きまして、営農計画です。土地選定理由は、自作地から近いため。

年間作付計画、4月から9月、作目、水稻、農作業延べ従事日数、100日でございます。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第5担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第5担当区域の笠井委員。

笠井委員 問題ありません。

議長 続いて、柴海委員。

柴海委員 問題ありません。

議長 続いて、中村委員。

中村委員 問題ありません。

議長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号3番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

議長 挙手全員でございます。

議案第1号3番は、許可とすることに決定しました。

次に、議案第1号4番、5番については関連がありますので、一括審議いたします。

担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

10番、伊藤委員。

伊藤委員 10番、伊藤です。議案第1号4番、5番については関連がありますので、一括として事前審査報告を行います。全て農地所有権移転の申請でございます。

初めに、議案第1号4番について、資料の19ページを御覧ください。

次に、議案第1号5番について、資料の20ページ、御覧ください。

申請理由は、全て農業経営規模の拡大のためです。

契約内容は、全て売買です。金額は、記載のとおりでございます。

譲受人の営農日数は、農家要件を満たしております。

続いて、資料の24ページ、営農計画書です。営農計画ですが、土地選定理由は、現在、記載の農地で耕作をしており、今回の申請土地は記載の農地に隣接していることから選定いたしました。

年間作付計画は、3月、9月。作物は、ジャガイモ。農作業従事日数は、150日です。

事前審査会において写真により申請地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしました。書類も全てそろっており、農地法第3条第2項各号には該当しないと考えます。

以上で事前審査報告を終わります。

議長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の齋藤委員。

齋藤委員 問題ありません。

議長 続いて、湯浅委員。

湯浅委員 問題ありません。

議長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第1号4番、5番について、許可と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員です。

議案第1号4番、5番は、許可とすることに決定しました。

◎議案第2号

議 長 日程第4、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案書の3ページをお願いいたします。議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございます。

【議案第2号について説明】

事 務 局 以上8件でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

議案第2号1番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

1番、大久保委員。

大久保委員 1番、大久保です。議案第2号1番について、事前審査報告を行います。

資料の27ページを御覧ください。農地法第5条の規定による許可申請です。農地の転用を伴う所有権移転の申請です。

転用目的は、太陽光発電施設への転用です。

本計画地は、第2種農地となります。

転用計画につきましては、太陽光発電施設への転用です。

転用の時期は、着手予定、令和8年4月1日、完了予定、令和8年7月31日です。

施設の概要は、ソーラーモジュール2,808枚、パワコン、26台、キュービクル1台の発電施設です。

34ページの事業計画を御覧ください。計画施設の内容は、ソーラーモジュール2,808枚、

周辺はメッシュフェンスを設け、造成計画は記載のとおりです。

土地選定理由は、周辺農地とは離隔があり、影響や支障がないこと、平たんな土地や日照条件がよいことから選定しました。

地目別面積、記載のとおりです。

用排水計画、隣接農地所有者への説明状況等は、記載のとおりです。

他法令については、他法令進捗状況の一覧のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告します。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の齋藤委員。

齋藤委員 問題ないと思います。

議 長 続いて、湯浅委員。

湯浅委員 問題ありません。

議 長 それでは、意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号1番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第2号1番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第2号2番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

10番、伊藤委員。

伊藤委員 10番、伊藤です。議案第2号2番について、事前審査報告を行います。

資料の43ページを御覧ください。農地転用を伴う地上権設定の申請でございます。

転用目的は、太陽光発電用地の転用でございます。

本計画地は、第2種農地となっております。

転用計画につきましては、太陽光発電施設用地への転用です。

転用時期につきましては、着手予定、令和8年4月1日、完了予定は、令和8年7月31日です。

施設の概要ですが、太陽光パネル1,008枚、パワーコンディショナーが10台、キュービクルが1台。

続いて、事業計画書です。計画施設内容は、太陽光発電設備4段3列の74台と4段2列が15台、計89台。ソーラーモジュールが1,008枚。切土、盛土はありません。現況の地形で行います。周囲は、メッシュフェンスにて行います。

事業を行う経緯としましては、譲渡人が自宅から通作するには距離があり、また親族において当該土地を管理するには難しい状況であることから、相談の結果、申請地を長期的な期間賃借が見込める譲受人に貸すことになりました。これに伴って譲受人は、申請地において太陽光設備を設けることになりました。

土地の選定理由につきましては、維持管理の行いやすい土地であること、発電に必要な日照条件がよいこと、この2点から当該土地を選定いたしました。

地目別面積は、記載のとおりです。

雨水については、畑地であるため、場内自然浸透になります。

以下の項目につきましては、記載のとおりでございます。

他法令については、他法令等進捗状況の一覧のとおりでございます。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告いたします。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の齋藤委員。

齋藤委員 問題ないと思います。

議 長 続いて、湯浅委員。

湯浅委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

芝倉委員 すみません。これは、地上権設定であって売買ではないですよ。

議 長 賃貸でしょう。

事務局 はい、地上権設定です。賃貸です。

議 長 賃貸。

芝倉委員 賃貸ですね。

議 長 はい。

山崎委員 もう一ついいですか。

議 長 はい、どうぞ。

山崎委員 太陽光の転用の場合、変更後の地目は何になりますか。雑種地だと、固定資産税は宅地よりは安いのですか。いや、ちょっと考えたのだけれども、5反の土地で雑種地になって固定資産税払って、年間賃料これだけもらっても、手元に幾らも残らないのではないかって。農地のままなら多少残ると思うのだけれども。雑種地の場合、どうなのですか。

議 長 では、ちょっと説明してみて。

事務局 宅地でもいろいろあると思うのですけれども、住宅用地として適用されれば当然軽減措置があると思うのです。純然たる雑種地と宅地で比べてしまうと、同等になってしまうのかもしれないのですけれども、住宅用地として捉えた場合には雑種地のほうが高くなるのではないかなと思います。

議 長 ほかにありますか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議 長 それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号2番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 挙手全員でございます。

議案第2号2番は、許可相当とすることに決定しました。

ここで休憩。では、そういうことで。25分まで。

事務局 3時25分まで休憩とします。

（午後3時13分）

議 長 それでは、始めます。

議 長 議案第 2 号 3 番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。
3 番、小川委員。

小川（憲）委員 3 番、小川です。議案第 2 号 3 番について、事前審査報告を行います。

資料の 59 ページを御覧ください。農地の転用を伴う所有権移転の申請です。

転用目的は、太陽光発電用地への転用です。

本計画は、第 2 種農地となります。

転用につきましては、太陽光発電システムの設置用地への転用です。

転用の時期は、着手、令和 8 年 4 月 1 日、完成予定、令和 8 年 6 月 30 日です。

施設の概要は、太陽光パネル 180 枚、パワーコンディショナー 10 台。

66 ページの事業計画書を御覧ください。計画施設内容は、土地の維持管理の手間と費用を検討した結果、手放したいという意向の譲渡人と、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギーの普及を図る目的にて休耕地を利用したいという譲受人の意向が合致したことにより
ます。

土地の選定理由といたしまして、管理困難物件であり、太陽光発電を行うに当たり、日照時間が長く、発電条件がよい本申請地を譲り受けることができたためでございます。

地目面積は、記載のとおりでございます。

用排水計画、隣地農地所有者への説明状況は、記載のとおりです。

他法令については、他法令進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施いたしました。書類も全て整っており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告いたします。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第 1 担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたら
をお願いします。

第 1 担当区域の石橋委員。

石橋委員 問題ありません。

議 長 続いて、小川委員。

小川（幹）委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号3番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第2号3番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第2号4番、5番、6番については、関連がありますので、一括審議といたします。

担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

2番、石井委員。

石井委員 2番、石井です。議案第2号4番から6番までは関連がありますので、一括して審査報告を行います。

まず、2号4番、75ページを御覧ください。農地の転用を伴う所有権移転の申請です。

転用目的は、車両置場への転用です。

続きまして、2号5番、76ページを御覧ください。転用を伴う所有権移転の申請です。

転用目的は、車両置場への転用です。

続きまして、2号6番、77ページを御覧ください。農地の転用を伴う所有権移転の申請でございます。

転用目的は、車両置場への転用です。

本計画地は、第2種農地となります。

転用計画につきましては、車両置場への転用です。

転用の時期は、許可後、完了予定は、許可後3か月以内とのことです。

施設の概要は、車両置場44台です。

事業計画ですが、82ページを御覧ください。計画内容は、記載のとおりです。

選定理由、記載のとおりです。

地目別面積、記載のとおりです。

申請に係る農地と一体として利用する農地以外の土地の取得の見込みは、記載のとおりで

す。

用排水計画、隣接農地所有者への説明状況等は、記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り調査を実施いたしました。書類も全てそろっており、許可基準上、問題ないと審査したことを報告します。

以上です。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第4担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第4担当区域の芝倉委員。

芝倉委員 問題ないと思います。

議 長 続いて、宮内委員。

宮内委員 問題ないと思います。

議 長 ほかに何かありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議 長 ありませんね。

質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号4番、5番、6番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第2号4番、5番、6番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第2号7番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

3番、小川委員。

小川（憲）委員 3番、小川です。議案第2号7番について、事前審査報告を行います。

資料91ページを御覧ください。農地の転用を伴う所有権移転の申請です。

転用目的は、自己用住宅用地への転用です。

本計画地は、第2種農地となります。

転用計画につきましては、専用住宅用地への転用です。

転用の時期は、着手、令和8年5月1日、完了予定、令和8年11月30日です。

施設の概要は、専用住宅1棟です。

94ページの事業計画書を御覧ください。計画施設内容は、現在アパート住まいをしていますが、家族が増えることもあり自己用住宅の建築を考え、本申請地に建築することとしました。切盛はしないで、整地のみの造成の計画です。

土地選定理由は、申請地は譲受人の慣れ親しんだ印西市内にあり、勤務先であるエンジェルハート保育園にも近いため利便性が高く、ほかに土地も所有していないことから今回の申請地を選定したということです。

地目別面積は、記載のとおりです。

用排水計画、隣地、隣接農地所有者への説明状況は、記載のとおりです。

他法令については、他法令進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施いたしました。書類も全て整っており、許可基準上、問題ないと審査したことを報告いたします。

以上です。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の齋藤委員。

齋藤委員 問題ないと思います。

議 長 続いて、湯浅委員。

湯浅委員 問題ありません。

議 長 意見がないようですので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

ほかに何か質疑ございませんか。

では、質疑がないようですので、質疑を打ち切り採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第２号７番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございます。

議案第２号７番は、許可相当とすることに決定しました。

次に、議案第２号８番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

１番、大久保委員。

大久保委員 １番、大久保です。議案第２号８番について、事前審査報告を行います。

資料の99ページを御覧ください。農地法第５条の規定による許可申請です。農地の転用を伴う所有権移転の申請です。

転用目的は、蓄電所用地の転用です。

本計画地は、第２種となります。

転用計画につきましては、蓄電所設置への転用です。

転用の時期は、着手予定は許可日、完了予定、令和８年９月30日です。

施設の概要は、蓄電池38基、キュービクル１基、引込柱を設置します。

107ページの事業計画を御覧ください。計画施設の内容は、蓄電池38基、キュービクル１基、引込柱１本を設置します。

造成計画は、記載のとおりです。

土地選定理由は、蓄電所の新設に必要となる電力系統への連系条件を満たす送電設備に近接しており、技術的な立地条件を備えている。

地目別面積は、記載のとおりです。

用排水の計画、隣接地所有者へ説明状況等は記載のとおりです。

他法令については、他法令等進捗状況の一覧表のとおりです。

事前審査会において現地を確認し、申請者に対する聞き取り審査を実施しました。書類もそろっており、許可基準上、問題ないと審査しましたことを報告します。

議長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第２担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第２担当区域の齋藤委員。

齋藤委員 この事業そのものが初めての事案ですけれども、特に問題はないと思いますけれども。

議 長 今回の案件は初めてだよな。

続いて、湯浅委員。

湯浅委員 問題ないと思いますけれども、齋藤委員と同じく、何かこんな案件が今まであったのかなと。

議 長 はい、本当だよな。国が、これ、何、進めているんだ。

湯浅委員 聞いてもよろしいですか。

議 長 はい、どうぞ。

湯浅委員 一般のパネルですと、太陽光、パネルをつけて、そこから得たものを蓄電池にため込んで使うという感じなのですけども、これパネルがないので、直に電力会社さんから購入するのですか。

議 長 これは、パネルからの太陽光の発電ではないでしょう。

事務局 違います。はい。

議 長 違うでしょう。では、それちょっと説明してください。

大久保委員 湯浅委員、太陽光から直接取るのではなくて、電柱を立てて、そこから既存の電線につないで……

湯浅委員 引き込むということですよ。

大久保委員 はい。

議 長 それでは、意見がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第2号8番について、許可相当と決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

議案第2号8番は、許可相当とすることに決定しました。

◎議案第3号

議 長 日程第5、議案第3号 農地承認取消申出についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の7ページをお願いいたします。

【議案第3号について説明】

事務局 以上1件でございます。

議 長 事務局の説明が終わりました。

議案第3号1番について、担当委員の事前審査の結果報告をお願いします。

1番、大久保委員。

大久保委員 1番、大久保です。農地承認取消申出について、議案第3号1番の説明をいたします。

総会資料の115ページを御覧ください。

申出理由について、本申請地は長年にわたり住宅用地の一部として使用しており、今後も農地としての活用は困難であるため、農地登録を取り消していただきたいとのことです。

事前審査会におきまして申請地を確認し、書類による審査を実施いたしました。周辺の農地にも影響がなく、農地登録を取り消すことについて問題はないと判断しました。

以上です。

議 長 事前審査の結果報告が終わりました。

この案件は、第2担当区域の案件となりますので、担当する推進委員の意見がありましたらお願いします。

第2担当区域の齋藤委員。

齋藤委員 問題ないと思います。

議 長 続いて、湯浅委員。

湯浅委員 問題ないと思うので、1つだけ確認です。この所在地が原野であるかどうかなのですが、これ、ここに分筆みたいな感じで図面が示されてはいるのですが、現況の図面というのはどういう形なのでしょう。というのは、図示されたところに地番が入っていない、空白の線が入っているので、これ分筆されている土地なのでしょう。どういう形になっているかと。

齋藤委員 塀で囲ってある庭の一部になってしまっている。

湯浅委員 それは分かっているのですが、この図面の位置って、ここの部分というのは、どこ
の地番に当たるのかというのを確認いたします。

事務局 枝番1の地番です。道路に面したところの部分、ここも含めて公簿面積あるのです。

登録が記載のとおりあったのです。その差が211平米、その211平米がこの道路に面した黒く塗られていない部分。ここは、もともと農地として登録されていないので。

湯浅委員 ここは、農地登録されていないということなのね。

事務局 そうです。

湯浅委員 はい、分かりました。申し訳ありませんでした。

議長 よろしいですか。

ほかに何か。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、ないですね。

質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

議案第3号1番について、農地承認取消しをすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございます。

議案第3号1番は、農地承認取消しをすることに決定しました。

◎諮問第1号

議長 日程第6、諮問第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 議案書の8ページをお願いいたします。諮問第1号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見についてでございます。

本計画案に対しまして、農業委員会の意見を求められたものでございます。

【諮問第1号について説明】

事務局 以上9件でございます。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は、挙手をもって番号と名前をお願いします。

何か質疑ございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り、採決を行います。

採決は、農業委員による採決となります。

諮問第1号について、意見なしと答申することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございます。

諮問第1号については、意見なしと答申することに決定しました。

◎報告事項

議 長 日程第7、報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する専決処分についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案書の22ページをお願いします。報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出に対する専決処分についてでございます。

【報告第1号について説明】

事 務 局 以上でございます。

議 長 この案件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

日程第8、報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 23ページをお願いします。報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。

【報告第2号について説明】

事 務 局 以上でございます。

議 長 この案件につきましても報告でございますので、ご了承願います。

日程第9、報告第3号 農地法各条項別知事許可等処理報告についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事 務 局 議案書の24ページをお願いします。報告第3号 農地法各条項別知事許可等処理報告についてでございます。

【報告第3号について説明】

事 務 局 農地法第5条の許可が5件でございます。

以上でございます。

議 長 この案件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

日程第10、報告第4号 印西市農業委員会規程の一部を改正する訓令の制定についてを議

題といたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局 報告第4号 印西市農業委員会規程の一部を改正する訓令の制定についてご説明いたします。

【報告第4号について説明】

説明は以上でございます。

議長 この案件につきましては、報告でございますので、ご了承願います。

日程第11、第2小委員会委員長からの報告についてを議題といたします。

第2小委員会、山崎委員長より報告をお願いします。

山崎委員 8番、山崎です。第2小委員会委員長報告を行います。

総会資料の最後に添付されております工事完了報告・転用事実確認証明願等一覧を御覧ください。令和8年3月5日、第2小委員会において、工事完了報告2件、転用事実確認証明願1件について現地確認を行ったところ、計画どおりの工事完了であり、転用事実につきましても確認をいたしましたので、報告いたします。

終わります。

議長 これは事前審査会において確認した事項の報告でございますので、ご了承願います。

◎閉 会

議長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

令和8年第3回農業委員会総会を終了いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午後4時10分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する

令和8年3月13日

議 長 篠 田 道 雄

署 名 委 員 10番 伊 藤 英

署 名 委 員 1 番 大 久 保 優